

# 大樹会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、大阪工業大学建築会と称し、その愛称を大樹会（だいじゅかい）とする。

### (目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦と情報交換の機会を密にすることにより、会員の資質と連帯意識の向上を図ると共に、会の品性を高め、もって、広く社会に貢献することを目的とする。

### (活動)

第3条 この会は、前条の目的を実現、維持するために以下の活動を行う。

- (1) 総会、例会及び役員会等の開催。
- (2) 建築士会をはじめとする建築諸団体活動の積極的参画。
- (3) その他、この会の目的を達成するための諸活動。

## 第2章 会員

### (会員)

第4条 この会の会員は、大阪工業大学系の校友並びに建築諸団体の役員、委員及びその経験者又はそれらに準ずる者の有志をもって会員とする。

### (会員の種別)

第5条 会員の種別は以下のとおりとする。

- (1) 正会員  
大阪工業大学系の校友で、大阪府建築士会又は建築諸団体の個人会員である者。
- (2) 客員会員  
大阪工業大学系の校友以外で、大阪府建築士会又は建築諸団体の個人会員である者。
- (3) 名誉会員  
規約第9条（1）に基づき総会において承認された者。
- (4) 特別会員  
規約第9条（2）に基づき総会において承認された者。

(入会)

第6条 この会に入会しようとする者は、前条に該当するほか、次の各号に該当することを入会の条件とする。また、入会希望者は所定の入会申込書を提出して、幹事会の承認を受けなければならない。

- (1) 建築業界の発展に顕著な功績のある者。
- (2) この会の趣旨、諸活動に賛同する者。
- (3) 建築士会をはじめとする建築諸団体活動への参画を考えている者。

(会員の義務と権利)

第7条 会員は、第29条に規定する年会費を原則として総会時に前納しなければならない。

第7条2 会員は、次の理由により会員としての権利を停止、喪失又は復活することができる。

- (1) 会員は、幹事会に対して書面による休会の届け出又は、口頭による休会の申し出を行った場合には、相当の期間、会員としての権利を停止することができる。
- (2) 会員は、幹事会に対して書面による退会の届け出又は、口頭による申し出を行った場合には、この会を退会することができる。
- (3) 幹事会は、会員が相当の期間を経過し、幹事会からの勧告を受けた後も、年会費を滞納している場合、会員の権利の停止を行ったり、又は除名することができる。
- (4) 幹事会において承認され、除名処分を受けた会員は、その権利を喪失する。
- (5) 休会会員は、新たに年会費を納入した時から会員としての権利を復活するものとする。尚、休会期間中の年会費は徴収しない。

(抛出金品の扱い)

第8条 退会、除名、休会の届け出、又は報告を行った会員が既に納入した会費及び金品等は、返還しない。

(称号の授与)

第9条 会員の功績をたたえ、次の称号を贈る。

- (1) 満77歳以上の会員で、この会のために多大な功績を残すなど、特に貢献した会員には総会の議決を経て、名誉会員の称号を贈ることができる。
- (2) この会に多大な功績を残し、事情により会員として諸活動に参加できない会員には、幹事会の推薦を受け、総会の議決を経て、特別会員の称号を贈ることができる。

### 第3章 役員、名誉会長、相談役

#### (役員の種類)

第10条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事長	1名
副幹事長	1名
総務	1名
副総務	1名
<u>常任幹事</u>	若干名
幹事	若干名
会計	1名
監査	2名

#### (役員を選任)

第11条 この会の役員は、次の方法で選出し、委嘱する。

- (1) 会長は、大阪府建築士会をはじめ建築諸団体に貢献顕著な会員の中より、歴代の役員経験者も含めた役員会（会長、副会長その他役員で構成する。）で、その候補者を選出し、総会の議決を経て、その職を委嘱する。
- (2) 副会長をはじめとする他の役員は、全会員の中より現職役員の推薦を受け、総会の議決を経て、その職を委嘱する。

#### (役員職務)

第12条 この会の役員職務は、次のように規定する。

- (1) 会長は、この会を代表し、総会、定例会及び役員会を召集するほか会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の欠ける場合に臨時にその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、総会、定例会及び幹事会を執行する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- (5) 総務は会員全般の庶務、事業企画運営及び会議の連絡等各種会員サービスを実行する。
- (6) 副総務は総務を補佐する。
- (7) 常任幹事は会長に不測の事態が生じた時は常任幹事会に図り、当該幹事会において指名された常任幹事が代行する。
- (8) 幹事は、幹事会を構成し会務の執行を決定する。
- (9) 会計は、この会の財務を担当する。
- (10) 監査は、この会の会計に関わる問題を適正且つ、公正な立場で監査、助言する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、名誉称号、これに準ずる称号を受けた役員、顧問及び相談役には適用しない。

(名誉会長、顧問、相談役)

第14条 この会に名誉会長、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- (1) 名誉会長は、この会の会長及び大阪府建築士会の会長職を経験したもので、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- (2) 名誉会長は、会長の諮問に応じ、且つ各種会議に出席し意見を述べるができる。
- (3) 顧問は、大阪府建築士会をはじめ建築諸団体での活動経験豊富で、この会に多大な功績のあった会員の中より、幹事会の推薦により会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、会務について会長の諮問に応じ、開催される各会に出席し意見を述べることができる。
- (5) 特任顧問は会長の諮問に対して、補佐する。
- (6) 相談役は、この会の発展に特に功績のあった会員の中より幹事会が推薦し、会長がその職を委嘱する。
- (7) 相談役は、会務について会長及び幹事会の諮問に応じ、開催される各会に出席し意見を述べるができる。
- (8) 特任顧問・相談役は常任幹事会及び幹事会に出席することができる。
- (9) 初代名誉会長・名誉会長の会議への出席依頼は会長に委任することができる。

#### 第4章 会議

(会議)

第15条 会議は、総会、定例会、幹事会及び総会の議決により設置する特別委員会とする。尚、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第15条2 三役会を設置する。三役会議の出席者は会長・特任顧問・幹事長・総務・副総務・会計とする。

第15条3 常任幹事会を設置する。出席者は会長・特任顧問・幹事長・総務・副総務・会計・常任幹事とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、全ての会員で構成する。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、事業計画の決定、事業報告及び会計報告等の承認を行う他、この会の運営上の重要な事項について議決する。

(各会の開催)

第18条 各会の開催は、次に規定する。

- (1) 総会は、毎年1回とし、6月中に開催する。尚、臨時総会は、会長の招集により開催する。
- (2) 定例会は、原則として毎月第1木曜日に開催する。ただし、特に指定する月は休会とする。尚、当日が祝日の場合は、その翌日又は、翌週に順延する。土曜日・日曜日・祝日の開催も可能とする。
- (3) 幹事会は、必要に応じて招集、開催する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、会長が幹事の中より指名する。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、総会出席会員の過半数で決する。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録は、議長が作成し、総務担当幹事が保管する。

(幹事会の構成)

第22条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、幹事及び会計で構成し、議長は幹事長がある。但し、監査は必要に応じて幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(幹事会の議決事項)

第23条 幹事会は、総会で議決した事項の執行に関する他、総会で審議及び議決を要しない会務の執行に関することを議決する。

(幹事会の開催)

第24条 幹事会は、会長が必要と認めたときのほか、幹事長が会長の承認を得て開催する。

(幹事会の議事録)

第25条 幹事会の議事録は、第21条の規定を準用する。

(特別委員会)

第26条 会長は、会務の内、より専門的に検討し、執行が必要と認めるときは、総会の議決を経て特別委員会を設置することができる。

(特別委員会の構成及び活動)

第27条 特別委員会の委員の選任は、会長が指名するほか、会長の承認を得て幹事会が行う。開催・召集はその会の委員長が随時に行い、会長及び幹事長にその活動報告の義務を負う。

## 第5章 会計

(資産の構成)

第28条 この会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 年会費
- (2) 定例会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業の残金による収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(年会費)

第29条 この会は、会員としての自覚を促すことを目的に年会費を徴収する。

(資産の管理)

第30条 この会の資産管理は、総会の議決に基づいて会長が行う。

(決算)

第31条 この会の収支決算は、収支決算書を「会計」が作成し、会計監査を経た上で総会に提出して、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第32条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 事務局

(事務局)

第33条 本会の対外的活動及び渉外を円滑に推進するため、その事務局を  
株ZEN 建築構造事務所 (大阪市西区南堀江 4-17-18) 内に置く。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この会の規約を変更しようとするときは、総会出席者（委任状出席も含む）の  
4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第35条 この会を解散する場合は、総会出席者（委任状出席者も含む）の4分の3以上  
の同意を得なければならない。

## 第8章 雑則

(慶弔、表彰及び旅費規定)

第36条 この会の慶弔、表彰及び旅費規定について次のように定める。

- (1) 会員の慶弔については、内規により実施する。
- (2) この会の目的達成のため、顕著な功績のあった会員に対しては、内規により表彰する。
- (3) 会員が、この会の用務で出張する場合の旅費は、内規により支弁する。
- (4) 大阪府建築士会をはじめ、建築諸団体の活動に参加するための旅費、交通費等は幹事会で審議し、会長の承認を得て支弁することができる。

# 大樹会内規

## 第1条 会費等

- (1) 規約29条に定める年会費は、年額 8,000円とする。
- (2) 名誉称号を得た会員は、年会費を免除することができる。
- (3) 休会時の年会費は、規約7条2項5号の規定により請求しない。
- (4) 年会費以外に、定例会の会費を開催日にその都度、必要金額を徴収する。

## 第2条 会員の慶弔

規約第36条に定める会員の慶弔については、総務及び会計担当幹事がこれを担当し、以下の規約により本会の祝意または、弔意を表す。

- (1) 慶弔意の表明にあたっては、幹事会において当該会員の本会に対する貢献度等を勘案して諸事項を決定する。
- (2) 本会が指名した者が慶弔意の表明のために要した諸経費（交通費、通信費等）は、本会会計より支弁する。

### (附則)

- (1) 本規約は昭和49年2月18日から施行する。
- (2) 昭和50年 9月12日 本規約の一部を改正する。
- (3) 昭和52年12月 1日 本規約の一部を改正する。
- (4) 昭和56年11月28日 本規約の一部を改正する。
- (5) 昭和57年 7月 3日 本規約の一部を改正する。
- (6) 昭和58年 7月 3日 本規約の一部を改正する。
- (7) 昭和60年 7月 2日 本規約の一部を改正する。
- (8) 昭和63年 6月 2日 本規約の一部を変更する。
- (9) 平成4年 7月 2日 本規約の一部を変更する。
- (10) 平成6年 6月 3日 本規約の一部を変更する。
- (11) 平成7年 5月 1日 本規約の一部を改正する。
- (12) 平成8年 6月 6日 本規約の一部を改正する。
- (13) 平成11年 6月 3日 本規約の全部を改正する。
- (14) 平成13年 7月 5日 本規約の全部を改正する。
- (15) 平成15年 6月 5日 本規約の一部を変更する。
- (16) 平成16年 6月 3日 本規約の一部を改正する。
- (17) 平成17年 6月 7日 本規約の一部を改正する。
- (18) 平成21年 6月 4日 本規約の一部を改正する。
- (19) 平成24年6月7日 本規約の一部を改正する。